

- ◆ 申込期限…3月22日(火)
- ◆ 入園料…年額1500円
- ◆ 区画面積…約27㎡
- ※1年毎の契約になります。
- ◆ 入園期間…平成29年3月31日
- ◆ 日…平成29年3月31日
- ◆ 入園期間…平成28年4月1日
- ◆ 望者を募集します。

ふれあい農園で家庭菜園づくりを始めませんか？

志布志町上昭和地区にあるふれあい農園への入園希望者を募集します。

募集



◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

◆日時…4月13日(水) 13時30分～15時30分

◆第2、第4水曜日開催

◆お問い合わせ先…志布志地区絵手紙同好会「友の会」真鍋 眞

TEL…472・0736

障害者差別解消法が施行されます

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されます。

障害者差別解消法ってどんな法律？

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障がいがあってもなくても分け隔てられず、お互いを尊重して暮らし、勉強したり、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。

この法律のポイントとは？

この法律により、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする不当な差別的取扱い」が禁止され、合理的配慮を行うことが求められます。

対象	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
行政機関など (国、県、市など)	してはいけない	しなければならぬ 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	不当な差別的取扱いが禁止されます。	するように努力 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害を理由とした差別とは？

◆ 不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません。

- 例) ●障害があるという理由だけでスポーツクラブや習い事の教室への入会を断られた。
- アパートの契約をするとき障害があることを伝えると、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。
- お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。



◆ 合理的配慮をしないこと

障がいのある方から何らかの配慮を求める意志の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

- 例) ●聴覚障害のある人に声だけで話す。
- 視覚障害がある人に書類を渡すだけで読み上げない。
- 知的障害がある人にわかりやすく説明しない。



■問い合わせ先：福祉課 障害福祉係 TEL：474-1111 (内線172)